

**くらしの知識**

**投資信託のトラブルに注意**

**【事例1】** 高齢の父親が、定期預金の代わりにとなると勧められ、投資信託の契約をした。契約書面を読むと、元本割れのリスクがあるようだ。父親は解約を望んでいるわけではないが、契約内容をよく理解しておらず心配だ。

**【事例2】** 投資は初めてであるが、証券会社から投資信託などいくつかの金融商品を提案され、外貨建て投資信託を契約した。当初は利益が出ていたが、その後、損失が膨らんだ。担当者に説明を求めたが納得のいく回答は得られなかった。

投資信託などの金融商品に関しては、リスクの説明や契約者の理解が不十分なまま契約している相談が数多く寄せられています。

投資信託は、多くの投資家から資金を集め、これを1つの大きな資金にして専門家が運用する金融商品です。資金は株式や債券などに投資され、運用成果は投資金額に応じて還元されます。

一方で運用成果は、景気や為替などの影響を受けてマイナスとなることもあります。元本は保証されていません。また、購入時や換金時には手数料が、投資信託を保有している間は運用管理費用が発生するため、元本割れとなるリスクもあります。

**【消費者へのアドバイス】**

- ①投資信託は元本保証されないことを認識しましょう。また商品の特性などについて販売員にしっかりと確認しましょう。
  - ②リスクや仕組みが十分理解できない場合は、家族や詳しい人などと一緒に説明を聞き、納得できなければ契約を見合わせましょう。
  - ③契約前に解約条件などについても確認しておきましょう。
  - ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

**法律相談コラム** 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

**誹謗中傷と発信者情報開示**

**事例** 私は個人で飲食店を営んでいます。ある匿名掲示板において「食品の原産地を偽装している」「料理に有害物質が入っている」などの事実無根の口コミが投稿されています。投稿者に損害賠償請求はできないのでしょうか。

**回答** インターネットの発展により誰でも自由に発信できるようになりました。これはこれでよいことではありますが、他方で、匿名で他者を誹謗中傷することが可能となり問題視されています。

ご質問のケースにおいて、書き込まれた内容が事実無根である場合、投稿者の住所と氏名を特定する発信者情報開示請求を行うことが考えられます。

現行法において発信者情報開示を行うためには、まず、①掲示板管理者に対してIPアドレスの開示請求を行い、次に、②開示されたIPアドレスを発行したプロバイダに対して住所・氏名の開示請求を行う必要があります。難しい用語はさておき、要するに2回の開示請求が必要です。掲示板管理者やプロバイダが任意に情報開示をしてくればよいのですが、現実には開示を拒否することが多く、その場合2回裁判所での手続を行う必要があります。

住所・氏名の開示を受けた後に、投稿者に対して損害賠償請求を行います。ご質問のケースの場合、投稿内容が事実と反することを証明できれば発信者情報開示や損害賠償請求は可能でしょう。

ところで、前述のように、現行法では投稿者に損害賠償するにあたり最大3回も裁判所での手続を行う可能性があります。解決までにコストと時間がかかり、被害者の負担が重いという問題意識から、発信者情報開示手続(投稿者の住所と氏名を特定する手続)の簡易化が審議されており、法改正が予定されています。

問埼玉県弁護士会越谷支部 ☎962-1188 松本侑樹(弁護士)

**6月各種無料相談**  
 ※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

**①法律相談** 問秘書広報課 ☎0373  
 法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
 日毎週金曜日 午後1時20分~4時  
 場市民相談室  
 定8人(電話による事前予約制)  
 ※2日前の水曜日午前9時から電話予約

**②税理士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
 相続税など税金全般についての相談  
 ※2週間前の月曜日午前9時から電話予約  
 日6月7日(月) 午後1時~4時  
 場市民相談室  
 定6人(電話による事前予約制)

**③不動産相談** 問秘書広報課 ☎0373  
 マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)  
 日6月14日(月) 午後1時~4時  
 6月28日(月) 午前9時~正午  
 場市民相談室

**④くらしの相談** 問秘書広報課 ☎0373  
 日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)  
 日6月9日(水) 午後1時30分~3時30分  
 場市民相談室

**⑤行政書士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
 官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談  
 日6月21日(月) 午後1時~4時  
 場市民相談室

**⑥司法書士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
 土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談  
 ※2週間前の木曜日午前9時から電話予約  
 日6月17日(水) 午後1時~4時  
 場市民相談室  
 定6人(電話による事前予約制)

**⑦DV相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
 DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
 日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
 ※面談の場合は要予約  
 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑧女性相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
 女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)  
 日毎週火~木曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
 場駅前出張所内相談室  
 定5人(電話による事前予約制)

**⑨人権相談** 問人権・男女共同参画課 ☎0811  
 プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)  
 日6月10日(水) 午後1時~4時  
 場市民相談室

**⑩心配ごと相談** 問社会福祉協議会 ☎995-3636  
 日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
 日6月2日(水)・16日(水) 午後1時~4時  
 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616  
 (心配ごと相談専用電話)

**⑪生活困窮者自立相談** 問社会福祉課 ☎0493  
 経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
 日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分  
 場社会福祉課 ☎949-6317  
 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑫こころの健康相談** 問保健センター ☎995-3381  
 不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)  
 日6月7日(月) 午後1時~2時30分  
 場保健センター  
 定2人(電話による事前予約制)

**⑬消費生活相談** 問商工観光課 ☎0336  
 悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
 日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
 場消費生活センター  
 ※受付は商工観光課

**⑭内職相談** 問商工観光課 ☎0274  
 内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)  
 日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分  
 場市民相談室

**⑮若年者就職相談** 問ゆまにて ☎996-0123  
 若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
 日6月2日(水)・16日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時  
 場勤労青少年ホームゆまにて  
 定5人(電話による事前予約制)

**⑯教育相談** 問教育相談所 ☎995-0077  
 児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)  
 日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時  
 場教育相談所(八条小学校西隣)

**⑰家庭児童相談** 問子育て支援課 ☎0472  
 子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
 日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時  
 場家庭児童相談室

**⑱子育て相談** 問だいら児童館 ☎999-0321  
 子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)  
 日6月24日(水) 午前9時~正午  
 場だいら児童館(わんぱる)  
 定3人(電話による事前予約制)

**⑲子育てコーディネーター** 問乳幼児発達支援センター ☎951-0229  
 就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
 日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時  
 場やしお子育てほっとステーション

**⑳休日・夜間納税相談** 問納税課 ☎0330  
 市税・国民健康保険税の納付についての相談  
 ※相談はなるべく電話でお願いします  
 日6月6日(日) 午前9時~午後4時  
 毎週木曜日 午後5時15分~7時  
 場納税課